

# 【新規】居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

## 課題及び方向性

- ✓ 都内のケアマネ 1 人当たりの平均取扱件数は32.8件/月  
※国の定める上限は39件/月が原則、事務職員配置又は I C T 機器の活用により44件/月に引き上げ、それ以上は減算。
- ✓ 報酬改定によりケアマネ1人当たりの上限件数が原則44件/月、事務職員配置及びケアプランデータ連携システム導入により49件/月に引き上げ。
- ✓ ケアマネの約 4 割が事務作業に負担感。現状、事務職員配置など上限引き上げの対象となっている事業所は10%弱。

- 都独自に**事務職員の雇用経費**を支援
- **業務効率化を促進し、取扱上限引き上げに対応できるよう支援する。**
- これにより**将来的な介護サービス需要の拡大に対応**するとともに、介護報酬を増やすことで**ケアマネの処遇改善**を図る。

## 事業内容

補助対象	居宅介護支援事業所
対象規模	300事業所（全体の約1割を想定）
対象経費	各事業所1名の事務職員雇用経費
補助基準額	250万円
補助率	3/4
補助期間	3年（R6年度から次期報酬改定まで）

